

東京都
熱と電気の有効利用促進事業

(太陽熱利用システム補助熱源機器更新
及び地中熱利用システムヒートポンプ等更新)

助成金申請の手引き

R7Ver.1.2

(お問い合わせ先・申請書の提出先)
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0817
東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 17 階
電話:03-5990-5086
(創エネ支援チーム 熱と電気の有効利用促進事業 担当)
(受付時間) 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)9:00～17:00

ホームページ: https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/effective_utilization/r7

事業概要、助成対象者等の申請条件及び本要件に記載がない事項については、「熱と電気の有効利用促進事業」実施要綱、交付要綱及び助成金申請の手引き並びに公社の定めるところにより適用されます。申請をする前に、必ずご一読ください。

- 電話番号はお間違えのないようお願いいたします。
- 通話料がかかります。
- 基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。
- 申請は PC から行ってください。スマートフォンからの申請について、動作確認は行っておりません。

目次

【更新履歴】	4
1.1 事業概要	6
1.2 助成対象者	6
1.3 助成対象設備	7
1.4 助成対象経費	8
1.5 助成金の交付額	8
1.6 助成金交付に係る交付申請	9
1.7 手続代行者	10
1.8 助成金の交付決定	11
1.9 助成金交付の条件	11
2.1 管理、譲渡等の報告等	12
2.2 処分の制限	13
2.3 交付決定の取消し	13
2.4 不正手続等に対する措置	14
2.5 助成金の返還	14
2.6 違約加算金及び延滞金	14
2.7 他の助成金等の一時停止等	15
2.8 個人情報の取り扱い	15
3.1 申請書類を作成いただく前に（留意事項：必ずお読みください。）	16
4.1 申請様式の記載例・添付書類（個人・法人申請の場合）	22
5.1 申請書の申請方法	39

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という）が実施する熱と電気の有効利用促進事業につきましては、東京都の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められております。公社としましても、不正受給などの助成金に係わる不正行為に対しては厳正に対処いたします。

熱と電気の有効利用促進事業に係る助成金を申請される方、申請後、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請及び受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成対象等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。なお、公社は、必要に応じて助成対象機器等の管理状況等について調査することがあります。
3. 公社は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。
5. 必要な許可等について
次の事項を理解し、法令上必要な許可等を受けている。
 - ・建設業法では、税込500万円以上（建築一式工事にあつては、税込1,500万円以上）の建設工事を請け負う場合は、建設業の許可を得なければならないと定められており、建設業の許可を受けずに税込500万円以上の工事を請け負った場合は建設業法違反となること。（建築一式工事のうち延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事の場合、請負代金の額にかかわらず、許可は不要）
 - なお、一つの工事を2以上の契約に分割して請け負う場合でも、各契約の請負代金の額の合計が税込500万円以上となる場合は、建設業の許可が必要（工事現場や工期が明らかに別である等、正当な理由に基づく場合を除く。）。
 - ・電気工事業法により、契約額にかかわらず、自社で施工する場合は自社、別の事業者等に施工をさせる場合は当該事業者において、電気工事業登録をしている必要があること。

公益財団法人 東京都環境公社

【更新履歴】

No.	版	更新日	更新項目	主な更新内容
1	1.0	2025/6/30	-	初版作成
2	1.1	2025/7/30	-	内容追記
3	1.2	2025/10/30	-	内容追記

≪申請手続きの流れ≫【交付要綱第8条】

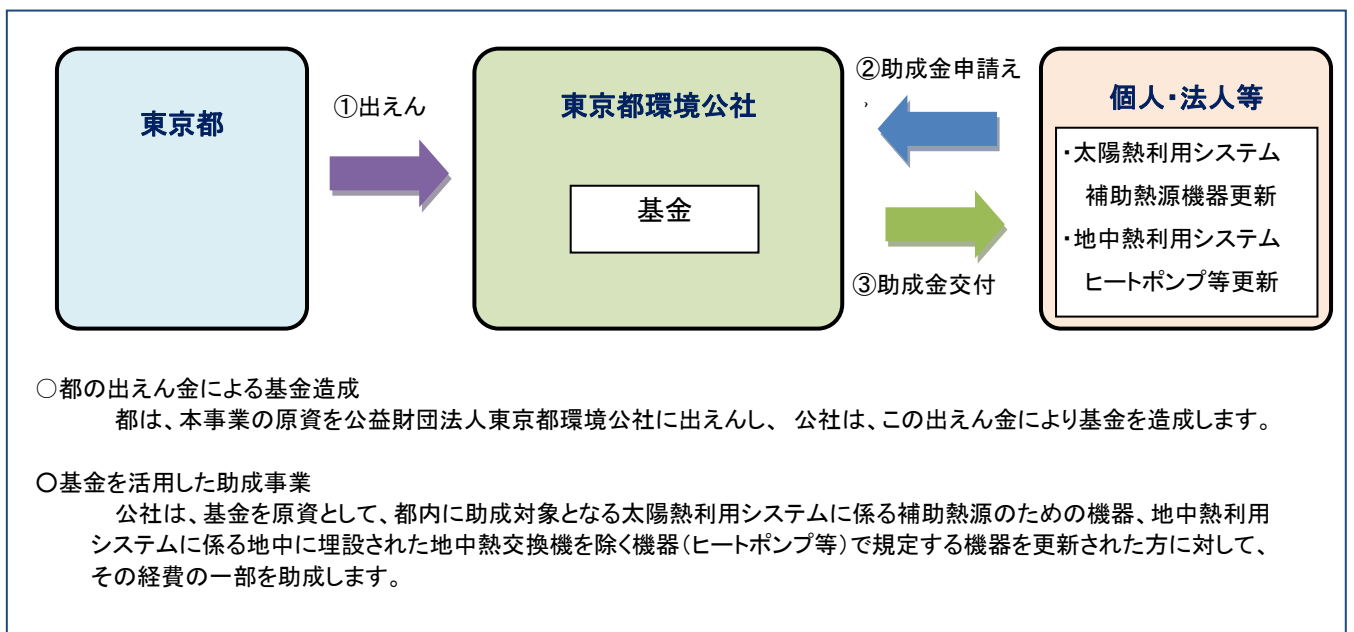


1.1 事業概要

熱と電気の有効利用促進事業のうち、太陽熱利用システムに係る補助熱源のための機器更新及び地中熱利用システムに係る地中に埋設された地中熱交換機を除く機器(ヒートポンプ等)更新に対して、その経費の一部を助成することにより、熱と電気を無駄なく有効に利用していく取組として、再生可能エネルギーといった活用可能な熱源等の家庭における利用機器に対する導入促進を目的とするものです。

この事業の実施については、「熱と電気の有効利用促進事業実施要綱」及び「熱と電気の有効利用促進事業助成金交付要綱(太陽熱利用システム補助熱源器更新及び地中熱利用システムヒートポンプ等更新)」に基づいて行われますので、本事業に申請される方は、これらについてもご一読いただき、その内容を十分理解した上で、手続きを行ってください。

《事業スキーム》



1.2 助成対象者（交付要綱第3条参照）

本助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、助成対象設備のうち太陽熱システム又は地中熱システムを既に設置している住宅の所有者又は管理組合であって、これらのシステムのうち、太陽熱利用システムに係る補助熱源のための機器と、地中熱利用システムに係る地中に埋設された地中熱交換機を除く機器(ヒートポンプ等)で規定する機器を更新する者、及び次に掲げる要件を全て満たす者になります。

- * あらかじめ当該助成対象住宅に係る全ての所有者の承諾を得た者であること。
- * 助成対象設備について、都及び公社の他の同種の助成金の交付を重複して受けていない者であること。
- * 対象機器を更新設置する方は、新耐震基準等による建物の強度や設置場所、メンテナンスの時期等について、設置業者から十分な説明を受けてください。
- * 税金の滞納がない者、暴力団員等でないこと、その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であること。

1.3 助成対象設備（交付要綱第6条参照）

対象設備は、以下の要件に適合するものとします。なお、助成金の交付決定に当たっては、「1.9 助成金交付の条件」に定める事項を満たすこととします。また、対象設備に対して東京都出資の他の補助金・助成金を受けている場合、基本的には併給できませんのでご確認ください。

(1) 太陽熱利用システムに係る補助熱源のための機器

※①②の両方を満たしていること

①補助熱源のための機器は、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定基準(ガス給湯機)を満たす機器であること及び未使用品であること。

下記リストに該当している機器であること。

一般財団法人ベターリビング優良住宅部品登録型式リスト:

<https://www.cbl.or.jp/bldb/index.html> リストをダウンロードし、

『ガス給湯機』または、『暖・冷房システム(ガス熱源機)』を選択

②都内の住宅に下記に規定する太陽熱利用システムを設置していること。及び当該システムを継続して利用するために、更新するものであること。

ア 太陽熱を集熱器に集めて給湯、空調(輻射式の暖房を含む。以降同じ。)又は給湯及び空調に利用するシステムで、液体集熱式(強制循環式に限る。)又は空気集熱式によるものであること。

イ 集熱器(集熱パネル)が、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けているもの ただし、自然循環型(太陽熱温水器)を除く。又は日本産業規格の JIS A 4112 に規格する基準相当の性能を持つものとして公社が認めるものであること。

下記リストに該当している機器であること

一般財団法人ベターリビングホームページ優良住宅部品登録型式リスト:

<https://www.cbl.or.jp/bldb/index.html> リストをダウンロードし、

『太陽熱利用システム/強制循環型』または、『太陽熱利用システム/空気集熱型』を選択

(2) 地中熱利用システムに係る地中に埋設された地中熱交換機を除く機器(ヒートポンプ等)

※①②の両方を満たしていること

①都内の住宅に下記に規定する地中熱利用システムを設置していること。

ア 地中の熱を熱源として、給湯、空調又は給湯及び空調に利用するシステムで、クローズドループ型で地中に埋設した地中熱交換器を使用するもの。

イ 暖房時エネルギー消費効率(定格 COP 値)が 3.7 以上であること。

②当該システムを継続して利用するために、更新するものであること。

(3) リフォーム瑕疵保険等 ※①②の両方を満たしていること

(リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険に加入する場合)

①助成対象設備を設置する際に、新規で加入していること。

②保険加入者は助成対象者と工事請負契約を締結している事業者であること。

* 他事業と重複しての申請はできません。(契約(証券番号)が異なる場合は可。)

1 契約の中に対象設備が複数ある場合は、下記のいずれか1つの当該事業で申請してください。

- ・既存住宅における省エネ改修促進事業
- ・家庭における蓄電池導入促進事業
- ・家庭における太陽光発電導入促進事業
- ・熱と電気の有効利用促進事業

1.4 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の経費であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

(1) 太陽熱利用システムに係る補助熱源のための機器

既に設置されている太陽熱利用システムのうち補助熱源のための機器を更新する場合の機器費及び工事費（消費税及び地方消費税は除く。）

費目	助成対象経費
機器費	補助熱源機、それに付随する機器等に係る経費
工事費	助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費

(2) 地中熱利用システムに係る地中に埋設された地中熱交換機を除く機器（ヒートポンプ等）

既に設置されている地中熱利用システムのうち、機器（地中に埋設された地中熱交換機を除く。）を更新する場合の機器費及び工事費（消費税及び地方消費税は除く。）

費目	助成対象経費
機器費	地中熱ヒートポンプ、地中熱ヒートポンプに付随する機器等に係る経費
工事費	助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費

* キャッシュバックについて

本申請について、原則、助成額をキャッシュバック等（注）に利用しないでください。
 契約を締結するにあたり、キャッシュバックの利用を予定されている場合は、その額は助成対象経費から除き、契約書の内訳等にキャッシュバック予定額を記載して提出してください。
 なお、商品券、ポイント等の現金同等物での還元も同様とします。

（注）「キャッシュバック等」とは、キャッシュバックや協賛金（工事实績のHP掲載に対する謝礼等）等の名目で、設備等の購入者や工事の発注者に対して購入額の一部又は全額に相当する金額を払い戻すものであり、購入額を実質的に減額又は無償とするものです。

1.5 助成金の交付額（交付要綱第7条参照）

本助成金の交付額は、対象設備の種類ごとに、次に定める金額（いずれも千円未満切り捨て）とします。ただし、助成対象機器の設置に係る機器費及び工事費について国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合は、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとします。

《国又は他の地方公共団体（区市町村）の補助金を申請する場合の注意事項》

- ① 国又は他の地方公共団体（区市町村）による補助金の交付を受ける場合にあっては、交付決定通知書等の提出が必須となります。
- ② 国または他の地方公共団体からの補助金の交付額確定前に、東京都に申請した場合など、都の交付決定通知後の助成金申請金額の増額の変更は受付できません。

(1) 太陽熱利用システムに係る補助熱源のための機器

太陽熱利用システムに係る補助熱源を「更新」する場合の交付額
助成対象経費の 2 分の 1 の額(千円未満切り捨て)
※ただし、1 台当たりの上限額は 100,000 円

(2) 地中熱利用システムに係る機器(地中に埋設された地中熱交換機を除く)

地中熱利用システムに係る機器を「更新」する場合の交付額
助成対象経費の 2 分の 1 の額(千円未満切り捨て)
※ただし、1 台当たりの上限額は 275,000 円

(3) リフォーム瑕疵保険等

1 契約当たり 7,000 円
※災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業内で 1 申請のみ可能。
※リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険に加入する場合。

1.6 助成金交付に係る交付申請 (交付要綱第 8 条、第 9 条参照)

① 交付申請兼実績報告について

助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下、「助成対象者」という。)は、次の表の第一欄に規定する種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類を、公社に提出してください。
助成対象者又は助成対象者から依頼された手続代行者の方は、以下のホームページから申請に必要な様式をダウンロードしていただき、必要事項を入力してください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/effective_utilization/r7

手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をして下さい。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。

第一欄 申請者＝対象設備の購入者 (所有者)	第二欄 申請書類
個人または法人である所有者 (個人、法人、マンション管理組合の代表、管理組合法人、社宅の法人オーナー個人または法人の賃貸マンションオーナー、等)	1 熱と電気の有効利用促進事業(更新) 助成金交付申請兼実績報告書(個人・法人用)【第 1 号様式】 2 申請書類・必要添付書類リストに記載の書類

② 交付申請兼実績報告受付期限 ※受付は年度ごとに設定しています。

本助成金の交付申請は、以下の日までに申請してください。なお、申請受付期間内に申請書類が公社に到着しない場合、申請を受付けることができませんので、ご注意ください。

■令和 7 年度申請受付開始日 令和 7 年 6 月 30 日

■令和 7 年度申請受付締切日 以下のいずれか早い日までに申請してください。

- ・助成対象設備を設置した日(＝領収日)から 180 日以内
- ・令和 8 年 3 月 31 日

※公社における予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。

※予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合には、提出された申請書の中で抽選を行います。

※天災地変その他申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、この限りではない。

- ・交付申請に係る不備について、公社から修正の連絡があった場合において、**180日以内に不備の修正がない場合は、申請を取り下げたものとする。**
- ・過去に都及び公社の助成金の交付を受けている第5条に定める助成対象経費について、**重複して交付申請を受理することはできない。**
- ・国及び他の地方公共団体による補助金を申請した(申請予定含む)場合は、**国及び他の地方公共団体の交付決定後に、交付申請兼実績報告を提出してください。**

1.7 手続代行者（交付要綱第10条、第11条参照）

助成対象者は、「1.6 助成金交付に係る交付申請」による助成金の交付申請に係る手続の代行を、第三者に対して依頼することが出来ます。

助成金の交付申請に係る手続の代行を行う者(以下、「手続代行者」という。)は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めてください。

また、公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱、並びに本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとします。

- * 手続代行者に依頼した場合、申請書類等について公社から助成対象者に質問や依頼がある際には、公社は原則として、手続代行者に連絡をします。
- * 公社は、手続代行者が助成金交付要綱や本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者の代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受付けませんのでご注意ください。
- * 必要な許可等について
次の事項を理解し、法令上必要な許可等を受けている。
 - ・建設業法では、税込500万円以上(建築一式工事にあつては、税込1,500万円以上)の建設工事を請け負う場合は、建設業の許可を得なければならないと定められており、建設業の許可を受けずに税込500万円以上の工事を請け負った場合は建設業法違反となること。(建築一式工事のうち延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事の場合、請負代金の額にかかわらず、許可は不要)なお、一つの工事を2以上の契約に分割して請け負う場合でも、各契約の請負代金の額の合計が税込500万円以上となる場合は、建設業の許可が必要(工事現場や工期が明らかに別である等、正当な理由に基づく場合を除く。)
 - ・電気工事業法により、契約額にかかわらず、自社で施工する場合は自社、別の事業者等に施工をさせる場合は当該事業者において、電気工事業登録をしている必要があること。

1.8 助成金の交付決定（交付要綱第12条、第14条参照）

公社は、「1.6 助成金交付に係る交付申請」により申請を受けた後、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めるときは、会社の予算の範囲内で、本助成金の交付を決定します。

本助成金の交付決定後、助成対象者に対し助成金交付決定通知書を送付します。

- * 助成金の交付決定通知は郵送にて行います。送付先は、原則助成対象者宛てとなります。対象設備の設置場所が助成対象者住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんのでご注意ください。
- * 申請内容に関する審査を行った結果、助成要件を満たさない場合において、不交付の決定を行い、助成対象者に対し助成金不交付決定通知書にてその結果を通知いたします。
- * 助成対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に助成金交付申請撤回届出書を提出することで、申請の撤回をすることができます。（助成金交付要綱第14条参照、第4号様式）なお、一度申請を撤回した対象設備については、再申請はできませんのでご了承ください。

1.9 助成金交付の条件（交付要綱第13条参照）

助成金の交付決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとします。他の条件については、交付要綱第13条を参照してください。

(1) 補助金等の受給

助成対象経費について、本助成金以外に都及び公社の他の同種の助成金に交付を重複して受給しないこと。

(2) 現地調査への協力

公社は、設置機器の設置状況や稼働状況について、助成金交付決定の前後において、現地調査等を行う場合があります。

申請者は、対象設備から供給される熱を利用する住宅にお住まいの方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。（助成金交付申請兼実績報告書〈誓約事項〉を必ずご確認ください。）

(3) 会社が求める情報の提供に関する協力

申請者は、会社が、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、会社の指定する期日までに会社に対して提供することに同意した上で、助成金の交付申請を行うものとします。なお、申請者は、手続代行者を通じて、当該資料及び情報等を会社に提供させることができるものとします。

(4) 助成対象住宅の所有者の承諾

助成対象者以外の住宅等所有者がいる建物に助成対象設備を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得て申請するものとします。

(5) 安全性等の確認

助成対象設備について立地上又は構造上危険な状態にないことを確認した上で、助成金の申請を行ってください。また、助成対象者に対して、公社が求めた場合には、対象設備の設置施工状況等について、安全性等を確認する書類の提出に応じていただきます。

(6) 助成対象機器設置時の騒音・振動の配慮

助成対象機器の設置に当たっては、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)」別表第十三に定める日常生活等に適用する騒音・振動の規制基準を遵守していただきます。

(7) 成果の検証等の調査協力及び普及啓発の実施

助成対象者のうち、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出えん等の比率が50%を超える法人については、公社又は東京都から要請があった場合には、本事業の成果を検証するために必要な情報について、当該調査に協力し提供することとします。また、公社又は東京都から要請があった場合には、住宅のエネルギー消費量削減に関する普及啓発を実施することとします。

2.1 管理、譲渡等の報告等

(交付要綱第15条、16条、17条、18条、19条参照)

助成事業者は、以下のとおり対象設備の管理を行い、(2)～(4)に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- (1) 助成事業者は、取得財産等について、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。この場合、取得財産等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置をとらなければなりません。
- (2) 助成事業者は、個人にあつては氏名、住所、法人及び管理組合にあつては名称、代表者の氏名、及び主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに助成事業者情報の変更届出書(第5号様式)を提出しなければならない。
- (3) 対象設備が相続、法人の合併、分割により地位を継続して保持しようとする者(一般承継事業者)は、速やかに一般承継による助成事業者の地位承継届出書(第6号様式)を公社へ提出しなければなりません。ただし、処分制限期間が経過するまでの期間後に一般承継による助成事業者の地位の承継があつた場合を除く。
また、地位を辞退する場合には、速やかに一般承継による助成事業者の地位承継辞退申請書(第7号様式)を公社へ提出をしなければなりません。
本助成金が支払われる前に辞退の申請を受けた場合は助成事業を廃止し、助成事業者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に承認を通知します。また、本助成金が支払われた後に辞退の申請を受けた場合は、公社は辞退者へ助成金等交付財産の処分承認基準に基づき、算出された額を請求します。
請求を受けた辞退者は速やかにこれを納付しなければなりません。

公社は、算出金の納付を受けて、辞退者に承認を通知します。

(4) 助成事業者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等(以下「契約等」という。)により助成事業者の地位の承継を行おうとする場合は、速やかに、契約等による助成事業者の地位承継承認申請書(第 8 号様式)を公社に提出しなければなりません。ただし、処分制限期間後に契約等による助成事業者の地位の承継を行う場合を除きます。

公社は、申請を受けたときは、地位の承継を承認する場合は、契約等による助成事業者の地位承継承認通知書(第 9 号様式)により、不承認とする場合は助成事業者の地位承継不承認通知書(第 10 号様式)により、申請者に通知します。

* 対象設備の処分制限期間は以下のとおりです。

- ・太陽熱利用システム(15 年)
- ・地中熱利用システム(15 年)

* 助成事業者は、対象設備の所有権を移転させる場合には、変更後の所有者に対して、本事業の目的及び本助成金の交付に伴う義務や条件について十分に説明をしてください

2.2 処分の制限 (交付要綱第 19 条参照)

助成事業者は、以下のとおり対象設備の処分について制限がありますので、ご注意ください。

(1) 助成事業者は、公社の承認を受けないで、対象設備の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することを行う。以下同じ。)をしてはなりません。ただし、処分制限期間を経過した場合はこの限りではありません。

* 対象設備の処分制限期間は以下のとおりです。なお、処分制限期間は、助成対象設備の設置日(領収日)から起算します。

太陽熱利用システム・・・15 年

地中熱利用システム・・・15 年

(2) 助成事業者は、(1)の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書(第 11 号様式)を、公社に提出するものとします。

(3) 公社は、(2)の申請を受けたときは、速やかに(1)の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を(2)の申請をした者に通知するものとします。

2.3 交付決定の取消し (交付要綱第 20 条参照)

助成事業者は次のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消される場合があります。なお公社は、当該取消しを行ったときは、速やかに助成事業者に通知するものとします。

- (1) 助成事業者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき
- (2) 助成事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき
- (3) 交付要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき

2.4 不正手続き等に対する措置（交付要綱第20条の2参照）

公社は、交付申請者等が、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する手続きを行い、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、次の措置を講じる場合があります。また、交付申請者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該交付申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして措置を行います。

- (1) 第12条第2項の規定による本助成金の不交付の決定、前条第1項の規定による交付決定の取消し、次条第1項の規定による本助成金の返還の請求及び第22条第1項の規定による違約加算金の納付の請求。
- (2) 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象外とすること。
- (3) 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

2.5 助成金の返還（交付要綱第21条参照）

- (1) 助成事業者は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合、既に交付を行った助成金があるときは、公社が付す期限内において、交付を受けた助成金の返還をしなければなりません。
- (2) 助成事業者は、本助成金の交付を受けた後、当該本助成金の額が、「1.5 助成金の交付額」に定める額を超えたことが判明した場合は、公社が付す期限内において、当該超過額の返還をしなければなりません。
- (3) 助成事業者は、(1)及び(2)により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。
- (4) 返還についての規定は、違約金、延滞金にも準用する。

2.6 違約加算金及び延滞金（交付要綱第22条、第23条参照）

- (1) 公社は、本助成金の全部又は一部の取消しを行った場合において、助成事業者に対し、返還請求を行ったときは、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じて、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとします。
- (2) 助成事業者は、(1)による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。
- (3) 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとします。
- (4) 助成事業者は、(3)による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

2.7 他の助成金等の一時停止等（交付要綱 24 条参照）

公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

2.8 個人情報の取り扱い（交付要綱第 28 条参照）

公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、使用し、及び都に提供するほか、国、及び地方公共団体等（以下「国等」という。）が行う助成金等その他補助金の交付事業に関わる目的にのみ使用します。

また、公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することがあります。

上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

3.1 申請書類を作成いただく前に(留意事項:必ずお読みください。)

申請書類及び添付書類の作成・提出に当たっては、以下の点に留意してください。

- 助成金の審査手続中、公社からの提出書類について確認をお願いすることがあります。公社に提出された書類を電子メール等で助成対象者及び手続き代行者にお送りすることはできませんので、お手元に保管してください。
- 公社に提出された書類を電子メールや FAX 等で助成対象者及び手続き代行者にお送りすることはできません。
- 必要事項確認のため、必須書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。

【太陽熱・地中熱 共通 添付書類】

■提出書類の注意点

※電子申請時の添付書類は PDF 形式、添付写真は JPEG・PNG 形式にしてください。

※画像が不鮮明で型番を読み取れない画像に対して、編集や AI 処理等による画像の鮮明化は認めておりません。

※カメラの機能やスキャナ等の機能により不自然に画像の鮮明化が行われているように見受けられる場合にも、撮り直しをお願いを行う場合があります。

(1) 申請者本人確認書類または法人・リース使用者本人確認書類

助成金交付申請書の助成対象者に関する情報を証明するものです。

以下の書類のうちいずれか一つの写しについて、公社で申請を受付けた時点で有効期限内(法人の場合証明書の発行から6か月以内)であることが必須となります。必ず有効期限を確認の上、提出してください。

なお、申請書本人の氏名・住所の内容がはっきりと確認できるものとしてください。

- ① 運転免許証
 - ② 健康保険証(2025/12/2 実績報告受付分より健康保険証は無効となります。)
資格確認書
 - ③ 住民基本台帳カード
 - ④ 日本国パスポート(住所の記載がない場合は受付不可)
 - ⑤ 在留カード、又は特別永住者証明書
 - ⑥ 身体障害者手帳
 - ⑦ 療育手帳
 - ⑧ 精神障害者保健福祉手帳
 - ⑨ 運転経歴証明書
 - ⑩ マイナンバー個人番号カード(裏面は不可)
 - ⑪ (法人・リース事業者の場合)履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、法人印の印鑑登録証明書のうち、いずれか 1 点 ※6か月以内に発行されたもの
- ※ 現住所・氏名の記載であること。
- ※ 記載された面(ページ)が分かれている場合は、両方の面(ページ)が必要です。
- ※ 日本で発行されたものであること。
- ※ ②健康保険証、資格確認書の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること。(付箋等で隠すか、写しを黒塗りすること。)

- ※ 身体障がい者手帳 番号、等級、旅客運賃の減額はマスキングすること。
- ※ 運転免許証・マイナンバーカード等の臓器提供意思表示欄に記入をしている場合は、マスキングすること。

※マスキングの例

健康保険 本人（被保険者） ○○○○
 被保険者証 ○○○年○○月○○日交付
 記号 [redacted] 番号 [redacted]
 氏名 □□ □□
 生年月日 □□ ○○年 ○○月 ○○日
 性別 △
 資格取得年月日 ○○年 ○○月 ○○日
 事業所名称 会社
 保険者番号 [redacted]
 保険者名称 全国健康保険協会 支部
 保険者所在地 □□市□□町○丁目○番地

(2) 建物の登記事項証明書(現在または履歴事項全部証明書)、固定資産税の納税通知書および課税明細書、または証明書

※法人の場合、助成対象機器を設置する住宅の登記事項証明書を提出してください。

以下の全ての事項を確認できること

- ①申請日時時点で有効期限内(発行後6か月以内)のもの
- ②建物登記済みであるもの
- ③種類(居宅・共同住宅・寄宿舍・庫裡)等の住宅であること

※建物検査済証は、不可です。

※法人以外でも、登記事項証明書を求める場合があります。

※固定資産税の納税通知書および課税明細書、または証明書を提出の場合

- ①交付申請兼実績報告を行う年度に発行された納税通知書及び課税明細書、または証明書を提出してください。
- ②納税通知書及び課税明細書に記載されている発行日か実績報告日時点で直近のものである必要があります。
- ③全ページを提出してください。表紙面のみでは確認ができず、不備となります。
- ④種類・用途に「居宅」「共同住宅」等の記載がされている必要があります。「店舗」「事務所」等の記載がある場合、別途書類の提出を求める場合があります。
- ⑤種類・用途が「居宅」等であっても、現に住宅以外の用途に使用している場合、原則補助対象となりません。
- ⑥発行する自治体によってフォーマットや記載される内容が異なります。書類の内容が不十分な場合、別途建物の登記事項証明書等を求めることがあります。

(3) 設置済み太陽熱利用システム又は地中熱利用システムの銘板写真

- ・型番と製造番号を1枚の写真に収めること ※太陽熱利用システムの場合:貯湯ユニット・集熱器等
- ・設置機器の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの
- ・写真は、カラー写真であること
- ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ 127×89 mm)以上であること

※雨水やフラッシュ等で型番と製造番号(銘板)が読み取れない場合、再提出の可能性あり。

(4) 設置済み太陽熱利用システム又は地中熱利用システムの要件に適合することを証明する書類

下記のうちいずれか一つを提出してください。

- ・カタログ等
- ・保証書(システム型番が記入されていること)
- ・領収書(システム型番が記入されていること)

(5) 設置機器が要件に適合することを証明する書類(新補助熱源機・新ヒートポンプ等)

下記のうちいずれか一つを提出してください。

- ・カタログ
- ・仕様書
- ・取扱説明書

(6) 助成対象機器の売買等契約書の写し(新補助熱源機・新ヒートポンプ等)

下記内容がわかる売買等契約書を提出してください。

- ① 発行者名と会社印
 - ② 契約締結日
 - ③ 契約者名(助成申請者であること)
(漢字氏名は、提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせてください。)
 - ④ 契約者押印
 - ⑤ 工事内容(太陽熱利用システムに係る補助熱源機のための機器に関する工事・地中熱利用システムに係る地中に埋設された地中熱交換機を除く機器に関する工事が含まれていることが分かる文言)
 - ⑥ 電子契約である場合は、契約書に併せて合意締結書を提出すること。
- ※ 契約変更等で契約書が複数ある場合は、対象機器が入っている全ての契約書を提出すること。

(7) 設置機器を購入した際の領収書の写し及び領収書内訳書(新補助熱源機・新ヒートポンプ等)

《公社の定める様式(「対象機器に関する領収書内訳について」)は、提出必須です》

令和6年度から提出書類にて国及び他の地方公共団体の補助金の申請状況を確認するため、領収書の内訳書は必ず公社の定める領収書の内訳書「対象機器に関する領収書内訳について」を提出してください。

なお、「対象設備に関する代金領収書」を領収書内訳書とすることはできません。

領収書、領収書の内訳書に下記項目を記載してください。

<領収書>

- ① 宛名(助成申請者名であること)
(漢字氏名は提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせてください。)
- ② 領収金額(金額の訂正不可)
- ③ 収入印紙(5万円以上の場合で、電子領収書及びローン・クレジット支払いは除く)
- ④ 領収日
- ⑤ 発行者(販売事業者)名
- ⑥ 発行者(販売事業者)捺印

※電子領収書の場合は、電子領収書であることを電子で明記する必要があります。

<領収書の内訳書>

必ず公社の定める様式の領収書の内訳書にて作成し提出してください。

- ① 宛名(助成申請者名であること)(漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)
- ② 助成対象経費(機器費(消費税抜)、工事費(消費税抜))
- ③ 設置場所住所
- ④ 太陽熱利用システム製造者名(メーカー名)/システム型番(太陽熱利用システムのみ)
- ⑤ 補助熱源機(新規設置)・ヒートポンプ(新規設置)の製造者名(メーカー名)/型番/製造番号等
- ⑥ 領収日・領収番号(領収書に領収書番号がある場合は記載)
- ⑦ 発行者(販売事業者)名
- ⑧ 発行者(販売事業者)捺印

※複数台をまとめて購入した際の領収書の内訳書についても1台ごとに作成してください。

※領収書にクレジット支払いである事が明確でない場合(但書の記載が「立替払い」となっている等)は、追加でクレジットの契約書等の写しが必要です。

※クレジットを利用する場合において、債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約であっても「交付された補助金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてること」を条件に助成対象者とします。

※ローン、クレジット契約であっても、対象機器等の所有権が助成事業者にある場合は、助成対象となります。ただし、設置機器の販売を行った者が発行した領収書が必要です。なお、銀行振込証は認められません。

※領収書に記載された設置機器本体額について、市場価格等を調査した上で著しく乖離があるものと公社が認めた場合には、住宅への現地調査による設置状態等の確認、申請者及び手続代行者等への聞き取り調査による販売状況等の確認を行うことがあります。

(8) 設置機器の保証書の写し(新補助熱源機・新ヒートポンプ等)

- ① 購入時又は設置時に受領した保証書の写しを提出してください。
使用者控え(お客様控え等)の写しとします。
- ② メーカー名、設置機器の型番、設置機器の製造番号が、はっきり読み取れるものを提出してください。
- ③ 複数台をまとめて購入する場合は、各設置機器の型番、製造番号がわかるものとしてください。
- ④ 保証書がすでに最終所有者の手元にある等、提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出してください。
(漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)

(9) 設置済みシステムから供給される熱を利用する住宅の全景写真

Google map 等、web 上の地図の写しでの提出は認められません。

- ① 1階部分から建物全体(正面玄関側)が写っているものをご用意ください。
- ② 対象設備を設置する建物と対象設備から供給される熱を利用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出してください。
- ③ 全景写真では、助成対象設備が写ってなくても構いません。
- ④ 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数に分かれていても構いません。
- ⑤ 写真は、カラー写真を提出してください。
- ⑥ 写真の大きさは、サービス判(Lサイズ 127×89mm)以上のものにしてください。

※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。

(10) 設置済みシステムの更新箇所の旧設置機器の写真(旧補助熱源機・旧ヒートポンプ等)

- ①写真は、カラー写真を提出してください。
 - ②写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
- ※日没後撮影等ではっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。

(11) 設置機器の設置状態を示す設置完了後の写真(新補助熱源機・新ヒートポンプ等)

- ①設置完了後の設置機器の全景写真を提出してください。
 - ②設置完了後(設置した事実がわかるもの)の写真を提出してください。
 - ③設置機器を設置した場所が分かるような写真としてください。
 - ④写真の縦横比を変更しないでください。
 - ⑤写真は、カラー写真を提出してください。
 - ⑥写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
 - ⑦1枚に収まりきれない場合は、複数枚に分かれていても構いません。
- ※日没後撮影等で設置機器の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。
- ※日よけ等の目的で設置機器を覆うカバーを設置する場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の設置機器がはっきり確認できるよう撮影してください。

(12) 設置機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真(新補助熱源機・新ヒートポンプ等)

- ①設置完了日以降の写真を提出してください。(設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること)
 - ②**型番と製造番号が1枚に移っている写真を提出してください。**型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出してください。
 - ③雨水やフラッシュ等で型番と製造番号(銘板)が読み取れない場合、再提出していただく必要があります。
 - ④写真は、カラー写真を提出してください。
 - ⑤写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
- ※太陽熱利用システムは、補助熱源機の銘板写真を提出してください。
- ※地中熱利用システムは、地中熱ヒートポンプにある銘板を撮影してください。

(13) 国及び他の地方公共団体による補助金の交付額通知書等の写し

国及び他の地方公共団体による補助金を申請した(申請予定含む)場合、国及び他の地方公共団体による補助金の交付決定通知書等を、必ず提出してください。

なお、国及び他の地方公共団体による補助金の交付決定通知書等に本事業における助成対象機器のみの額の記載がない場合は、内訳のわかる書類を併せて提出してください。

国及び他の地方公共団体の補助金の交付決定後に、交付申請兼実績報告を提出してください。

- ・交付決定通知書
- ・交付決定と振込のお知らせ など

(14) リフォーム瑕疵保険等の保険証券又は付保証明書の写し

(リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険に加入する場合)

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条の規定に基づき、国土交通大臣に指定された下記5社の住宅瑕疵担保責任保険法人が対象です。

- ① 株式会社住宅あんしん保証
- ② 住宅保証機構株式会社
- ③ 株式会社日本住宅保証検査機構
- ④ 株式会社ハウズジーマン
- ⑤ ハウスプラス住宅保証株式会社

保険に申し込むためには、保険商品ごとに登録する必要があります。
各法人ホームページで登録事業者を検索可能です。

<保険証券・保険付保証明書の必要記載事項>

- ① 被保険者名(登録事業者名)
- ② 保険法人名
- ③ 保険契約日
- ④ 証券番号(各社の管理番号)
- ⑤ 注文者(=助成申請者)
- ⑥ 物件の所在地
- ⑦ 保険期間
- ⑧ 支払限度額
- ⑨ 工事内容 ※ハウスプラス住宅保証のみ

(15)通帳・口座証明書

以下の全ての事項が確認できる**金融機関発行**の書類

- ① 金融機関名
- ② 支店名
- ③ 預金種別
- ④ 口座番号
- ⑤ 口座名義(カタカナ)

<書類の例>

上記①～⑤が確認できるものであること

- ・通帳見開きページ
- ・インターネットバンキングの取引画面 等

※申請者同一の口座名義であること

※支払履歴等第三者の情報と取引金額がわかるものはマスキングすること。

【地中熱のみの添付書類】

(1)地中熱利用システムの確認書類

- ①クローズドループ型と分かるように図示したもの
 - ②熱の流れを図示したもの
- 例) 系統図、配管図 など

4.1 申請様式の記載例・添付書類（個人・法人申請の場合）

記載例：第1号様式 助成金交付申請兼実績報告書（個人・法人用）

（第1号様式）（1/4）

個人・法人申請用	公社 使用欄	交付決定番号
		記入日 西暦 2025 年 4 月 1 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

**熱と電気の有効利用促進事業
助成金交付申請兼実績報告書（個人・法人用）**

手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入してください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。

記

(1) 東京都及び公社（クール・ネット東京）の他助成金への申請状況
助成対象設備について、都及び公社の助成金も交付を重複して受けていないことが必要です。確認後、下記にチェック（✓）を入れてください。

確認事項	以下の事業について、重複申請はしていません。
	<input type="checkbox"/> 東京都と公社が実施する事業

(2) 助成金申請者に関する情報

(i) 申請者に関する情報を証明するため、個人の場合は運転免許証（申請者の氏名・住所が確認できるもの）の写し等、申請者本人確認書類、法人の場合は、法人申請者の実在証明書類を提出いただきます。
このため、本欄記入事項と申請者本人確認書類または実在証明書類の記載内容が一致していることを確認してください。
◆公社は、本欄に記載された氏名及び住所に対して、交付決定通知書を送付します。

申請者氏名／法人名 ／管理組名	フリガナ トウキョウ ハナコ 東京 花子	電話番号（※）	03-XXXX-XXXX
法人代表者役職名 （法人のみ）	契約書の宛先（注文者）と一致していることをご確認ください。	電子メールアドレス （任意）	XXX-XXX-XXXX @ XXX.co.jp
		法人代表者氏名 （法人のみ）	フリガナ 申請者住所は都外でも構いません。 住居表示による住所で、添付の本人確認書類と一致させてください。
申請者住所	〒 163 - XXXX （マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。） 東京 都道府県 〇〇 区市町村 〇〇1-2-3 ●●マンション201号室		

(※) 電話番号は、口中連絡がとれやすい番号を必ず記入してください。法人の場合は、直通番号を記入してください。

(3) 対象設備の設置場所住所

(i) 都内の住所

設置する住所の住居表示を記入してください。契約書の設置場所住所と一致していることをご確認ください。

対象設備を設置する建物の住所	選択する住所の項目にチェックしてください。 → <input type="checkbox"/> 助成申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> その他（下記に住所記載）
	〒 XXX - XXXX （マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。） 東京 都 千代田 区市町村 千代田〇丁目〇番〇号

申請者住所以外に設置する場合はその他に✓をしてください。

※漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。

<誓約事項> ※必ず申請者・手続代行者共に以下の内容をお読みいただき、文末の欄に(✓)チェックを入れてください。 (3/4)

私は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に対して、助成金の交付申請時、助成事業の実施期間内及び完了後においても、以下の事項について誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

(1)	交付申請兼実績報告書 本事業 なお、な また、目	
(2)	助成金 税金の	
(3)	他の財 助成対 る。)を受	費を含むものに限
(4)	申請の 申請書 方が一	
(5)	個人情 本事業の るほか、「 ※ 公社	、及び都に提供す
(6)	情報の 交付申請 情報提供	が可能であり、当該

誓約事項は、必ず交付申請兼実績報告書にて
内容を確認し、誓約してください。

(19)	キャッ 本申請 ※「キャッ は全額に	購入額の一部また
------	-----------------------------	----------

(4/4)

※「暴力団員等」とは
暴力団又は暴力
団員を雇用し
暴力団又は暴力団員を个々に利用していると認められる者
暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

同意日 西暦 2025 年 6 月 30 日

<input checked="" type="checkbox"/>	<p>以上の内容に同意し、本申請を行うことを誓約します。</p> <p>この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。 (手続代行者が申請する場合には、上記の誓約事項を助成申請者に説明し、同意を得た上で申請してください。)</p>
-------------------------------------	---

対象設備 領収書(写し)

○対象設備 領収書(写し)

- 当該設備の購買を証明するため、「領収書」を提出してください。

No. 000000

領 収 書

① OO △△ 様

金額

② ¥ **,***,***

上記の金額正に領収いたしました。

但し、補助越添機の機器費と工事費として

③ 印

④ 領収日 令和〇年△月□日

⑤ 〇×〇×株式会社 東京営業所
営業所長 東京 太郎

⑥ 代表取締役印

以下の内容がはっきり確認できる写しをご提出ください。

- ① 宛名(助成申請者名であること)
(漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)
- ② 領収金額(金額の訂正不可)
- ③ 収入印紙(5万円以上の場合で、電子領収書及びクレジット支払いは除く)
- ④ 領収日
- ⑤ 発行者(販売事業者)名
- ⑥ 発行者(販売事業者)捺印

※ 領収書と併せて、販売事業者が作成した「対象設備に関する領収書内訳について」を必ず添付してください。

※ クレジット支払いである事が明確でない場合(但書の記載が「立替払い」となっている等)は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要です。

※ 電子領収書の場合は、電子領収書であることを電子で明記してください。

領収書の内訳書 記載例

公益財団法人 東京都環境公社 理事長

公社理事長宛てに作成してください。

申請者と同一である必要があります。(領収書の宛名が連名の場合も、申請者単名の記載で作成してください。漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)

領収書の内訳について

「東京花子」様宛に発行した助成対象設備に係る領収書は、
令和〇年××月〇〇日付け領収書（領収書番号 **000000**）のとおりですが、
 当該機器の機器費及び設置場所住所等を下記のとおりに、証明いたします。

領収書原本と関連付けするために、領収書年月日と領収書番号を明確にしてください。
 領収書が複数枚ある場合は、全ての領収書年月日と領収書番号を記載してください。

1	機器費（消費税抜き）	〇,〇〇〇,〇〇〇円
2	工事費（消費税抜き）	〇〇〇,〇〇〇円
3	設置場所住所	東京都〇〇市〇〇1-2-3

※該当する助成対象設備にチェック✓を入れて、記入してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	太陽熱利用システム補助熱源機更新		
4	太陽熱利用システム	製造者名 (メーカー名)	××〇×△△×
		システム型番	010001
5	補助熱源機	製造者名 (メーカー名)	〇〇〇〇〇
6	補助熱源機	型番	〇〇〇〇〇
7	補助熱源機	製造番号	××-××××
<input checked="" type="checkbox"/>	地中熱利用システムヒートポンプ更新		
4	ヒートポンプ	製造者名 (メーカー名)	〇×△〇〇×
5	ヒートポンプ	型番	△〇〇×〇
6	ヒートポンプ	製造番号	×△〇×-××

※国の補助金の申請を行っている場合に記入してください。

1	国補助金額 (申請予定も含む)	〇〇〇,〇〇〇円
2	国補助領収書記載方法	<input type="checkbox"/> 領収書金額から国補助金は引かれていない <input type="checkbox"/> 領収書金額から国補助金は引かれていない

領収書の日付以降の日付を記入してください。
 社名を記入してください。
 領収書と同一又は社名のわかる印鑑としてください。

〇年△月××日

〇〇株式会社

〇〇
株式
会社
印

クレジット契約等により購入した場合の領収書 記載例

●年●月●日

申請者名を記入してください。
(漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。)

東京 花子 様

社印(角印)又は代表者印(丸印)のいずれかが押されていること。※押印されたものの写しであること。

対象機器に関する代金領収書

現金で5万円以上の領収金額の場合は、収入印紙(割印)

収入印紙

東京都〇〇区〇〇町 1-1-1
〇〇株式会社 〇〇営業所
営業所長 〇〇 〇〇

印

次の顧客の対象機器(漢字氏名は提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせてください。)を受領いたしました。なお、本書は顧客のクレジット返済金の受領を証

顧客	氏名	東京 花子
	設置場所住所	東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号

「設置場所住所に関する情報」の設置場所住所と一致すること。

クレジット払いと現金払いの併用の際に、現金払い分の領収書を発行している場合は、『現金』の記載は不要です。別途、現金の領収書も提出してください。

	費目	金額	入金(受領)日
領代金	現金	金 〇〇〇,〇〇〇 円	△年 △月 △日
	クレジット (クレジット会社名: □■(株))	金 〇〇〇,〇〇〇 円	△年 △月 △日
	合計	金 〇〇〇,〇〇〇 円	

クレジットの支払分については、クレジット会社から立替代金の入金があった日付を記入すること。

※保証書の提出が困難な場合に販売元が公社理事長宛に提出するものの作成例：販売店が発行したものに限りです。

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

公社理事長宛にて作成してください。

助成対象設置機器が新品かつ未使用品であることの証明書

助成事業交付申請書を提出するにあたり、弊社が下記の申請者に販売した助成対象設置機器が新品かつ未使用品であることを証明いたします。

また、助成対象設備が新品かつ未使用品であることの根拠等の要請があった場合は、速やかに応じます。

申請者と同一である必要があります。
(漢字氏名は提出する本人確認書類の漢字氏名に合わせてください。)

1 申請者名 東京 花子

「設置場所住所に関する情報」の設置場所住所と一致すること。

2 設置場所住所 東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号

領収書が複数枚ある場合は、全ての領収書番号を記載してください。

3 領収書番号 ABC2468-DEF

領収書の日付以降の日付を記入してください。

以 上

●年 ●月 ●日

領収証明会社名

○×株式会社

領収書と同一または社名のわかる印鑑としてください。

○×
株式
会社
印

設置済みシステムから供給される熱を利用する住宅の全景写真

○住宅の全景写真

Google map 等、web 上の地図の写しでの提出は認められません。

- 1 階部分から建物全体(正面玄関側)が写っているものをご用意ください。
- 対象設備を設置する建物と対象設備から供給される熱を利用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出してください。
- 建物の立地や建築構造上、1 枚に収まりきれない場合は、複数に分かれていても構いません。
- 写真はカラー写真で提出してください。

※ 日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。

※ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上

必ず、玄関正面側から
撮影してください。



見本

交付申請兼実績報告書類 提出書類リスト

太陽熱利用システム 補助熱源機の更新用

必要書類			備考	
提出書類名称	確認事項	チェック欄		
1	第1号様式 「助成金交付申請兼実績報告書(個人・法人用)」	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請兼実績報告は助成対象機器の設置日から起算して180日以内のものであること ・確認事項及び誓約事項(各1か所)を確認の上☑をいれること ・漢字氏名は、提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。 	☐	
2	助成金申請者(個人)本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証 ②健康保険証(2025/12/2 実績報告受付分より健康保険証は無効となります。) 資格確認書 ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート(住所の記載がない場合は不可) ⑤在留カード又は特別永住者証明書 ⑥身体障害者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障害者保健福祉手帳 ⑨運転経歴証明書 ⑩マイナンバー個人番号カード(裏面は不可) <p>※有効期限内であること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された面(ページ)が分かれている場合は、両方の面(ページ)の写しが必要 ※マイナンバー個人番号カードの裏面は不可 ※健康保険証、資格確認書の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること(付箋等で隠すまたは黒塗り) ※身体障がい者手帳 番号、等級、旅客運賃の減額はマスキングすること。 ※運転免許証・マイナンバーカード等の臓器提供意思表示欄に記入をしている場合はマスキングすること。 ※日本で発行されたものであること</p>	☐	<p>【申請者が個人の場合に提出が必要】</p> <p>【申請者が法人・リース事業者の場合に、使用者の本人確認書類の提出が必要】</p>
3	申請者(法人・リース事業者)実在証明書類	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること 	☐	【申請者が 法人リース事業者 の場合に提出が必要】
4	建物の登記事項証明書(現在または履歴事項全部証明書)	<p>以下の全ての事項を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請日時点で有効期限内(発行後6か月以内)のもの ②建物登記済みであるもの ③種類(居宅・共同住宅・寄宿舍・庫裡)等の住宅であること <p>※建物検査済証は、不可です。 ※法人・リース事業者以外でも、登記事項証明書を求める場合があります。</p>	☐	<p>法人・リース事業者等のうち、住宅の所有者に限り、必要</p> <p>法人・リース事業者以外でも、求める場合があります。</p>

5	設置済みシステムから供給される熱を利用する住宅の全景写真	<p>Google map 等、web 上の地図の写しでの提出は認められません。</p> <p>①1階部分から建物全体(正面玄関側)を撮影すること。 ②対象設備を設置する建物と対象設備から供給される熱を利用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出すこと。 ③建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数に分かれていても構いません。 ④写真は、カラー写真であること。 ⑤写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のもの。 ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり。</p>	<input type="checkbox"/>	
6	設置済み太陽熱利用システムの銘板の写真(カラー)	<p>継続して使用する太陽熱利用システムの銘板の写真(貯湯槽・集熱器等)</p> <p>・型番と製造番号が1枚に収まっていること</p> <p>・設置機器の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・写真は、カラー写真であること ・写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89 mm)以上であること ※雨水やフラッシュ等で型番と製造番号(銘板)が読み取れない場合、再提出の可能性あり。</p>	<input type="checkbox"/>	
7	設置済み太陽熱利用システムの要件に適合することを証明する書類	<p>・設置済みシステムの型番が記載された下記のうちいずれか一つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書 ・保証書 ・カタログ等 	<input type="checkbox"/>	
8	設置機器が要件をみたしていることを証明するもの(新補助熱源機)	<p>・設置した機器の型番が記載された下記のうちいずれか一つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カタログ ・仕様書 ・取扱説明書 	<input type="checkbox"/>	
9	設置機器の売買等契約書(写し)(新補助熱源機)	<p>・以下の内容が記載されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①発行者名と会社印 ②日付(契約締結日) ③契約者名 ④契約者押印 ⑤工事内容 <p>・停止条件付契約の取扱がある場合は当該記載のある個所の写しが必要。 漢字氏名は、提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせること。</p> <p>⑥電子契約である場合は、合意締結書を提出すること。</p>	<input type="checkbox"/>	

10	設置機器の領収書(写し)・領収書の内訳書 (新補助熱源機)	<p>【領収書】</p> <p>① 宛名(助成申請者名であること) ② 領収金額(金額の訂正不可) ③ 収入印紙(5万円以上の場合で、電子領収書及びクレジットカード支払いは除く) ④ 領収日 ⑤ 発行者(販売事業者)名 ⑥ 発行者(販売事業者)捺印</p> <p>※クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。 ※電子領収書の場合は、電子領収書であることを電子で明記すること。</p> <p>【領収書の内訳書】</p> <p>公社の定める様式で領収書の内訳を必ず作成すること 漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせること。</p>	<input type="checkbox"/>	
11	設置機器の保証書(写し) (新補助熱源機)	<p>・「メーカー名」「設置機器の型番」「設置機器の製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること ・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること。(漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせること。)</p>	<input type="checkbox"/>	
12	更新前の旧補助熱源機の設置状態を示す写真(カラー) (旧補助熱源機)	<p>・設置状態がわかる写真であること ・設置している場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可 ・写真は、カラー写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ 127×89 mm)以上であること</p>	<input type="checkbox"/>	
13	設置機器の設置状態を示す写真(カラー) (新補助熱源機)	<p>・設置完了後の設置状態がわかる写真であること ・設置機器を設置した場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可 ・写真は、カラー写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ 127×89 mm)以上であること</p> <p>※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影すること ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり</p>	<input type="checkbox"/>	
14	設置機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー) (新補助熱源機)	<p>・設置完了後の写真であること。ただし設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・型番と製造番号が1枚に収まっていること ・設置機器の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・写真は、カラー写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ 127×89 mm)以上であること</p> <p>※雨水やフラッシュ等で型番と製造番号(銘板)が読み取れない場合、再提出の可能性あり。</p>	<input type="checkbox"/>	
15	国及び他の地方公共団体による補助金の交付額確定通知書等(写し)	<p>・国及び他の地方公共団体による補助金の交付決定通知書 等</p>	<input type="checkbox"/>	※国及び他の補助金に申請した(申請予定含む)場合に限る。

16	リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険の保険証券又は付保証明書(写し)	事前申込後の契約締結日のものに限る 他事業と重複しての申請はできません ※契約(証券番号)が異なる場合は可	<input type="checkbox"/>	※実施要綱第4 2(6)による助成金を受けようとする場合に限る。
17	通帳・口座証明書(写し)	以下の全ての事項が確認できる 金融機関発行 の書類 ①金融機関名 ②支店名 ③預金種別 ④口座番号 ⑤口座名義(カタカナ) 〈書類の例〉 上記①～⑤が確認できるものであること ・通帳見開きページ ・インターネットバンキングの取引画面 ※申請者と同一の口座名義であること ※第三者の情報と取引金額がわかる支払履歴等はマスキングすること。	<input type="checkbox"/>	
18	その他会社が審査に必要と認める書類	・会社の指示に従い提出すること	<input type="checkbox"/>	

交付申請兼実績報告書類 提出書類リスト

地中熱利用システムヒートポンプ等更新用

必要書類			備考	
提出書類名称	確認事項	チェック欄		
1	第1号様式 「助成金交付申請兼実績報告書(個人・法人用)」	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請兼実績報告は助成対象機器の設置日(=領収日)から起算して180日以内のものであること ・確認事項及び誓約事項(各1か所)を確認の上、<input type="checkbox"/>をいれること ・漢字氏名は、提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせてください。 	<input type="checkbox"/>	
2	助成金申請者(個人)本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証 ②健康保険証(2025/12/2 実績報告受付分より健康保険証は無効となります。) 資格確認証 ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート(住所の記載がない場合は不可) ⑤在留カード又は特別永住者証明書 ⑥身体障害者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障害者保健福祉手帳 ⑨運転経歴証明書 ⑩マイナンバー個人番号カード(裏面は不可) <p>※有効期限内であること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された面(ページ)が分かれている場合は、両方の面(ページ)の写しが必要 ※マイナンバー個人番号カードの裏面は不可 ※健康保険証、資格確認証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること(付箋等で隠すまたは黒塗り) ※身体障がい者手帳 番号、等級、旅客運賃の減額はマスキングすること。 ※運転免許証・マイナンバーカード等の臓器提供意思表示欄に記入をしている場合はマスキングすること。 ※日本で発行されたものであること</p>	<input type="checkbox"/>	<p>【申請者が個人の場合に提出が必要】</p> <p>【申請者が法人・リース事業者の場合に、使用者の本人確認書類の提出が必要】</p>
3	申請者(法人・リース事業者)実在証明書類	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること 	<input type="checkbox"/>	【申請者が法人・リース事業者の場合に提出が必要】
4	建物の登記事項証明書(現在または履歴事項全部証明書)	<p>以下の全ての事項を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請日時点で有効期限内(発行後6か月以内)のもの ②建物登記済みであるもの ③種類(居宅・共同住宅・寄宿舎・庫裡)等の住宅であること <p>※建物検査済証は、不可です。 ※法人・リース事業者以外でも、登記事項証明書を求める場合があります。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>法人・リース事業者等のうち、住宅の所有者に限り、必要</p> <p>法人・リース事業者以外でも、求める場合があります。</p>

5	設置済み地中熱利用システムから供給される熱を利用する住宅の全景写真	<p>Google map 等、web 上の地図の写しでの提出は認められません。</p> <p>①1階部分から建物全体(正面玄関側)を撮影すること。 ②対象設備を設置する建物と対象設備から供給される熱を利用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出すること。 ③建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数に分かれていても構いません。 ④写真は、カラー写真であること。 ⑤写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のもの。 ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり。</p>	□	
6	設置済み地中熱利用システムの銘板の写真(カラー)(旧ヒートポンプ等)	<p>継続して使用する地中熱利用システムの銘板の写真(旧ヒートポンプ)</p> <p>・型番と製造番号が1枚に収まっていること</p> <p>・設置機器の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・写真は、カラー写真であること ・写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89 mm)以上であること ※雨水やフラッシュ等で型番と製造番号(銘板)が読み取れない場合、再度撮影を依頼する可能性あり。</p>	□	
7	設置済み地中熱利用システムが要件に適合することを証明する書類	<p>・設置済み地中熱利用システムの型番が記載された下記のうちいずれか一つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書 ・保証書 ・カタログ等 	□	
8	設置済み地中熱利用システムの確認書類	<p>系統図又は配管図 ※クローズドループ型と分かるように図示すること。熱の流れも図示すること。</p>	□	
9	設置機器が要件をみたしていることを証明するもの(新ヒートポンプ等)	<p>・設置した機器の型番が記載された下記のうちいずれか一つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カタログ ・仕様書 ・取扱説明書 		
10	設置機器の売買等契約書(写し)(新ヒートポンプ等)	<p>・以下の内容が記載されていること。</p> <p>①発行者名と会社印 ②日付(契約締結日) ③契約者名 ④契約者押印 ⑤工事内容 ・停止条件付契約の取扱がある場合は当該記載のある個所の写しが必要。 漢字氏名は、提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせること。 ⑥電子契約である場合は、合意締結書を提出すること。</p>	□	

11	設置機器の領収書(写し)・領収書の内訳書 (新ヒートポンプ等)	<p>【領収書】</p> <p>① 宛名(助成申請者名であること) ② 領収金額(金額の訂正不可) ③ 収入印紙(5万円以上の場合で、電子領収書及びローン・クレジット支払いは除く) ④ 領収日 ⑤ 発行者(販売事業者)名 ⑥ 発行者(販売事業者)捺印</p> <p>※クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。 ※電子領収書の場合は、電子領収書であることを電子で明記すること。</p> <p>【領収書の内訳書】</p> <p>公社の定める様式で領収書の内訳を必ず作成すること 漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせること。</p>	□	
12	設置機器の保証書(写し) (新ヒートポンプ等)	<p>・「メーカー名」「設置機器の型番」「設置機器の製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること ・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること。(漢字氏名は提出する本人確認資料の漢字氏名に合わせること。)</p>	□	
13	更新前の旧ヒートポンプの設置状態を示す写真(カラー)(旧ヒートポンプ等)	<p>・設置状態がわかる写真であること ・設置している場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可 ・写真は、カラー写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ 127×89mm)以上であること</p>	□	
14	設置機器の設置状態を示す写真(カラー) (新ヒートポンプ等)	<p>・設置完了後の設置状態がわかる写真であること ・設置機器を設置した場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可 ・写真は、カラー写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ 127×89mm)以上であること</p> <p>※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影すること ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合、再度撮影を依頼する可能性あり。</p>	□	
15	設置機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー)(新ヒートポンプ等)	<p>・設置完了後の写真であること。ただし設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること ・型番と製造番号が1枚に収まっていること ・設置機器の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・写真は、カラー写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ 127×89mm)以上であること</p> <p>※雨水やフラッシュ等で型番と製造番号(銘板)が読み取れない場合、再度撮影を依頼する可能性あり。</p>	□	

16	国及び他の地方公共団体による補助金の交付額確定通知書等(写し)	・国及び他の地方公共団体による補助金の交付決定通知書 等	<input type="checkbox"/>	※国及び他の補助金に申請した(申請予定含む)場合に限る。
17	リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険の保険証券又は付保証明書(写し)	事前申込後の契約締結日のものに限る 他事業と重複しての申請はできません ※契約(証券番号)が異なる場合は可	<input type="checkbox"/>	※実施要綱第4 2(6)による助成金を受けようとする場合に限る。
18	通帳・口座証明書(写し)	以下の全ての事項が確認できる 金融機関発行 の書類 ①金融機関名 ②支店名 ③預金種別 ④口座番号 ⑤口座名義(カタカナ) 〈書類の例〉 上記①～⑤が確認できるものであること ・通帳見開きページ ・インターネットバンキングの取引画面 ※申請者と同一の口座名義であること ※第三者の情報と取引金額がわかる支払履歴等はマスキングすること。	<input type="checkbox"/>	
19	その他会社が審査に必要と認める書類	・会社の指示に従い提出すること	<input type="checkbox"/>	

5.1 申請書の申請方法

<申請様式のダウンロードページ>

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/effective_utilization/r7

■**メール申請** ※提出書類は PDF 形式でお送りください。

交付申請の必要提出書類を下記メールアドレスに送信してください。

cnt-r7solar-support@tokyokankyo.jp

※FAX による申請書類の送付は受付けておりません。

東京都
熱と電気の有効利用促進事業
(太陽熱利用システム補助熱源機器更新
及び地中熱利用システムヒートポンプ等更新)
助成金申請の手引き

R7Ver.1.2

□ 発行・編集 **令和7年10月**

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1

新宿 NS ビル 17 階

電話 03(5990)5086